稲枝駅西側産業地区地区計画説明資料

地区計画の内容

地区計画では「区域の整備・開発および保全の方針」において目標や方針が定められていますが、その目標や方針を実行するため、具体的ルールとして「地区整備計画」が定められています。

稲枝駅西側産業地区地区計画の地区整備計画

建築物の用途の制限

工業地域内に建築してはならない建築物に加え、以下のものは<mark>建築できません</mark>。 (当該地区計画区域内の建築物と関連性があるものは除く。)

- (1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの、公衆浴場、診療所
- (2) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
- (3) 自動車教習所、畜舎
- (4) カラオケボックスその他これらに類するもの
- (5) 危険性が大きいかまたは著しく環境を悪化させるおそれがある工場 (準工業地域に建築してはならない工場)
- (6) 住宅

共同住宅、寄宿舎又は下宿 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 物品販売業を営む店舗又は飲食店 図書館、博物館その他これらに類するもの ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これ らに類するもの

- (7) 保育所、幼保連携型認定こども園
- (8) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益施設

(工業専用地域内に建築してはならない建築物)

(9) 店舗その他これらに類するもの

線引き都市計画区域の一覧

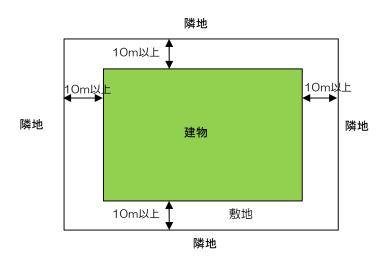
				第	第	第	第	第	第	準	=	近	商	準	I	I			
	用途地域	内の建築物の用途制限		=		-	=	_				隣				業			
建てられる用途 ○ ① ② ③ ④ ■ 建てられない用途 ■				種		種	種	種		住		194	業	I	業	未			
				層住	低層住居	高層層			住	居		商	*	業	地		備考欄		
							高層	住			居		地						
							住住	居		地									
1	、②、③、④、■は面	積、階数等の制限あり		専		居	居	地		-0		地		-0		地			
				用		專	専	域		域		域	域	域	域	域			
主宅	、共同住宅、寄宿舎、	下宿		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Ø				
兼用	住宅で非住宅部分の床面	積が50㎡以下かつ建築物の)延べ床面積の1/2未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Ø		非住宅部分の用途制限あり		
店	店舗等の床面積が150㎡以下のもの				1	2	3	0	0	0	1	0	0	0	Ø	4	①日用品販売店舗、喫茶店、理髪店および建具屋のサービス業用店舗のみ。2階以下。		
	店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの					2	3	0	0	0	(5)	0	0	0	Ø	4	②①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理 銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用品		
	店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの						3	0	0	0		0	0	0	Ø	4	のみ。2階以下。 ③2階以下		
舗	店舗等の床面積が1,50	0㎡を超え、3,000㎡以	下のもの					0	0	0		0	0	0	B	4	④物品販売店舗、飲食店を除く。⑤農産物直売所、農家レストラン等のみ、2階以、 ※作業場床面積50㎡以下(①洋服店、畳屋、建具		
等	店舗等の床面積が3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの								0	0		0	0	0	Ø	4	※1F来場が国債20m以下(①井板店、宣産、建) 自転車店その他これらに類するサービス業を 店舗。①⑤自家販売のための食品製造業を営む		
Ì	店舗等の床面積が10,0	00㎡を超えるもの										0	0	0			屋、米屋、豆腐屋、菓子屋等に限る。原動機の株 有り。)		
事	事務所等の床面積が1,500㎡以下のもの							0	0	0		0	0	0	0	0			
務所	事務所等の床面積が1,500㎡を超え3,000㎡以下のもの					00000000	0	■2階以下。											
等	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの								0	0		0	0	0	0	0			
ナテ	ル、旅館								0	0		0	0	0			■3,000㎡以下。		
遊	ボーリング場、スケート場	、水泳場、ゴルフ練習場、バ	ツティング練習場等						0	0		0	0	0	Ø		■3,000㎡以下。		
越施設・	カラオケボックス等											0	0	0			■10,000㎡以下。		
•	マージャン屋、ぱちんこ	屋、射的場、勝馬投票券販	売所、場外車券売場等									0	0	0	1		■10,000㎡以下。		
風俗	劇場、映画館、演芸場	、観覧場										0	0	0			■客席200㎡未満。		
俗施設	キャバレー、料理店等	、個室付浴場等											0				■個室付浴場等を除く。		
\neg	幼稚園、小学校、中学	校、高等学校		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
公	大学、高等専門学校、	専修学校等				0	0	0	0	0		0	0	0	1		■幼保連携型認定こども園に限る		
共	図書館等			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Ø				
施設	巡査派出所、一定規模	以下の郵便局等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Ø	0			
	神社、寺院、教会等			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Ø	0			
病院	病院					0	0	0	0	0		0	0	0					
	公衆浴場、診療所、保育所等			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Ø	0			
学 · 校	老人ホーム、身体障がい者福祉ホーム等			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Ø				
等						0	0	0	0	0		0	0	0	Ø	0	■600㎡以下。		
	自動車教習所								0	0		0	0	0	Ø	0	■3,000㎡以下。		
	単独車庫(附属車庫を除く)								0		0	0	0	0	0	■300㎡以下、2階以下。			
	建築物附属自動車車庫		0	0						0						①600㎡以下、1階以下。			
	①、②、③については建築物の延べ床面積の1/2以下かつ備考欄に 記載の制限		0	1	(2)	(2)	(3)	3	0	1	0	0	0	0	0	②3,000㎡以下、2階以下。 ③2階以下。			
	倉庫業倉庫								0		0	0	0	0	0				
	自家用倉庫					1	2	0	0	3	0	0	0	0	0	①2階以下かつ1,500㎡以下 ②3,000㎡以下			
																	③農産物及び農業の生産資材を貯蔵で ものに限る。		
Ιĺ	畜舎(15㎡を超えるも								0	0		0	0	0	Ø	0	■3,000㎡以下。		
易	パン屋、米屋、豆腐屋、菓 床面積が50㎡以下	子屋、洋服店、畳屋、建具屋、	自転車店等で作業場の					0	0	0	0	0	0	0	0	0	原動機の制限あり、■2階以下。		
	危険性や環境を悪化さ	せるおそれが非常に少な	い工場					1	1	1	3	2	2	0	0	0	原動機・作業内容の制限あり		
會	危険性や環境を悪化さ	性や環境を悪化させるおそれが少ない工場 を性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場 を性が大きいかまたは著しく環境を悪化させるおそれがある工場										2	2	0	0	0	作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下		
	危険性や環境を悪化さ													0	0	0	③農産物を生産、集積、処理及び貯蔵 するも		
	危険性が大きいかまた														Ø	0			
等。	自動車修理工場						1	1	2		3	3	0	0	0	作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下 ③300㎡ 原動機の制限あり			
		量が非常に少ない施設					1	2	0	0		0	0	0	0	0			
	火薬、石油類、ガス	量が少ない施設					0	(2)				0	0	0	0		①1,500㎡以下 2階以下。 ②3,000㎡以下。		
	などの危険物の貯蔵・													0	0	0			
										_						11 1			
	処理に供する施設	量がやや多い施設量が多い施設													0	0			

※上表は参考です。計画の際には各特定行政庁に必ず建築の可否を確認してください。

壁面の位置の制限

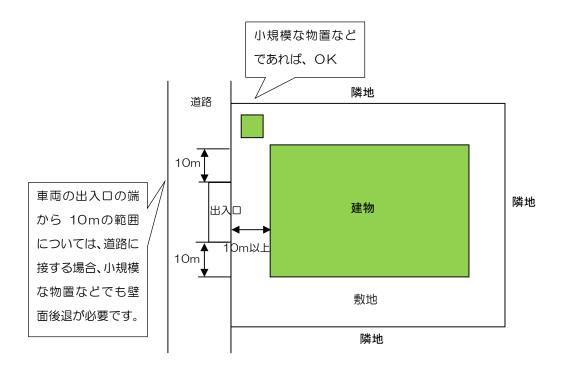
敷地境界からの壁面後退が必要となります。

・隣地境界線から 10.0m以上



ただし、車両の出入口の端から 10mの範囲を除き、次のものは該当しません。

- 敷地が道路に接する場合
- 高さが 3.0m以下のもの
- 物置、車庫等



建築物の高さの最高限度

周辺の居住環境を守るために建築物の高さに制限があります。 前面道路高さから 20mまで

建築物の形態または意匠の制限

建築物が彦根市景観計画の届出対象となる場合は、同計画に規定する市街地景観ゾーンの各項目に適合させるものとします。

※届出対象…建築面積の合計が 1,000 ㎡を超える、または高さが 15mを超える場合。

垣または柵の構造の制限

垣または柵(門柱、門壁および門扉を除く。)は、透視可能(フェンス、鉄柵等)で開放 的な構造のものとします。

敷地の緑化率の最低限度

敷地内はの緑化率については、彦根市景観計画と工場立地法で規定する緑化率によるものとします。

- ※1 彦根市景観計画…市街地景観ゾーン 届出対象となる場合、緑化率は、敷地面積の15%以上とします。
- ※2 工場立地法 環境施設(含む緑地)25%以上 緑地20%以上

土地の利用に関する事項

保全地区 • 継承地区

【造成の計画高について】

建築物の基礎の計画高は、「地先の安全度マップ」の 10 年確率における想定水位(T.P.+)以上とします。 (HP アドレス https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/kasenkoan)